

各単組定期大会予定

単組名	日程	名称	開催場所
全港湾	9月10~11日	第85回定期全国大会	宮崎観光ホテル
日港労連	9月24~25日	第62回定期大会	ホテル マリナーズコート東京
検数労連	9月11~12日	第46回定期大会	豊橋 シーパレス
検定労連	9月10~12日	第42回定期大会	豊橋 シーパレス
全倉運	9月10~11日	第69回定期大会	豊橋 シーパレス
大港労組	10月 3日	第62回定期大会	大阪港湾労働者 福祉センター



全国港湾第七回定期大会 九月十七・十八日開催

全国港湾第七回定期大会は、九月十七(水)から十八日(木)にかけて「シーパレス日港福」に於いて開催されます。このほど定期大会に提出される議案書が常任中央執行委員会、中央執行委員会の議論を経て作成されました。

提出議案は、第一号議案 規程の改定(案)について、「二〇一三年度の主な取り 第五号議案「二〇一三年度 組み経過(案)」、第二号 決算報告(案)及び二〇一 議案「二〇一四年度方針 四年度予算(案)について」 (案)」、第三号議案「産 別ストライキ権の確立につ 港湾労働をめぐる情勢 は、職場や生活を一気に危 機に陥れる危険な政治状況

政策に対して港湾運送秩序 慮の維持の産別協定を基軸 にした労働環境整備、諸労働 条件の向上、③安定・安全な 職場の作り。

具体的な取り組みとして は、政府の港湾政策に対する 取り組みや運動強化の取 り組み等、全十項目が提起 されており、産別組織強化 については、ホームページ の拡充、港湾労働セミナー の実施、青年・女性活動家

神戸港湾ボウリング大会

暑さにも嵐にも負けないで!!

七月三十日、第十五回目となる神戸港湾ボウリング大会が、灘区六甲ボウリング場で開催された。 うつとしい梅雨が明け、台風の過り肌を焦がす暑さの連続。世間もそうであるが、神戸港の港湾労働者にとっても苛烈な季節の到来である。日本海を含む北国の仲間たちの最も暑い作業時期である真冬。その逆に神戸港では、七月から九月が現場労働者としての値打ちを示す正念場である。そういった日々の厳しい労働を終えて、二十九日一八十七名。役員、応援も含め総勢一〇〇名が参加した。

七月三十日、第十五回目となる神戸港湾ボウリング大会が、灘区六甲ボウリング場で開催された。 うつとしい梅雨が明け、台風の過り肌を焦がす暑さの連続。世間もそうであるが、神戸港の港湾労働者にとっても苛烈な季節の到来である。日本海を含む北国の仲間たちの最も暑い作業時期である真冬。その逆に神戸港では、七月から九月が現場労働者としての値打ちを示す正念場である。そういった日々の厳しい労働を終えて、二十九日一八十七名。役員、応援も含め総勢一〇〇名が参加した。

実行委員長として松井副議長が一日の労働をねぎら



寿司屋のある通り

藤木インスペクター日記

～ソフィア しらし寿司?!～

今月号の一面で掲載されているITF世界大会に私も参加させてもらいました。

澄みわたる青い空と朝晩は、少し肌寒いくらいですが、とても気持ちがいいブルカリのソフィアでした。

ITF世界大会は、八月一日(日)から八月十六日(土)まる一週間行われました。

そんな中、毎日の昼食でパスパ、ピザや中華などが、

「しらし。寿司食べに行こうか」という声が……(しらし寿司?どのような食べ物?)と思いましたが、ついでに……にしました。 どうやら日本食の寿司屋が頼んだ味噌汁を少し賞味すると「うわ!せんせんだし」の味がしない) しました。

寿司めしはいいのですが、握りの形が、おにぎりのように、よく聞くとベトナムの人が、経営していることでした。

前号に続き、労働基準法第十二章「雑則」(百五条の二、百十六条)の内容です。

■命令の制定(百十三条)：労働基準法に基づいて発する命令(厚生労働省令等)は、労働者、使用者、公益(弁護士、他)、それぞれ代表する者の意見を公聴会で聴いて、制定することになります。

■付加金の支払(百十四条)：労働者は、①休業手当、②割増賃金、③年休取得による賃金、④解雇予告手当を支払わなかった使用者に対して、

未払い金とは別に同額の付加金を請求することができ、支払い命令は裁判所が行うことになっており、付加金の請求は二年で時効になります。

■時効(百十五条)：労働基準法の規定による賃金、災害補償、休業手当、帰郷旅費等の請求権は二年間、退職手当は五年間の時効によって消滅します。

○時効の中断方法は、裁判の請求か使用者の承認などがあります。

労働組合基礎講座

～労働基準法の雑則～

翌年への繰り越しが消滅することはありません。

■経過措置(百十五条)：船員については、労働基準法の総則(基本的な決まり)と罰則以外は適用されず、労働の基準は船員法で定められています。

また、同居の親族のみを使用する事業と家事使用人についても、労働基準法は適用されません。

○同居の親族とは、血族(六親等内)、配偶者、姻族(三親等内)をさし、(百十七条、百二十一

条)の内容です。

最終章、第十三章「罰則」

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会